

## 甲佐町移住就職支援プログラム運営業務委託仕様書

### 1 目的

甲佐町への移住を希望する対象者に向け、移住の最大の壁である仕事の確保につながるWebマーケティングのスキル習得と就職、定住支援まで一貫したサポートを行うことにより、移住を推進していくことを目的とする。

### 2 委託業務名

甲佐町移住就職支援プログラム運営業務委託

### 3 期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

### 4 事業対象者

本業務における事業対象者の考え方は下表に示すとおりとする。

地域	町外
性別	問わない
年代	主に20～30代の若年層
興味関心	Webデザインや、Webマーケティングを学びたい、最新のWeb集客方法を学びたい、Webを通じて売上を伸ばす方法を学びたい、Webサイト制作を学びたい
居住	令和9年3月までに甲佐町への移住定住を考えている人
行動変容	本業務による支援がWebデザイナー、Web担当者（特にWebマーケター）としての仕事を獲得することを希望する者に対して甲佐町への移住及び定住の動機づけとなり、甲佐町への移住実現に向けた支援を行うこと。

### 5 対象人数

5名（本業務により移住を実施する人数）

※本業務においての対象者は、甲佐町への移住が条件となることから、講座受講者が令和9年3月19日までに甲佐町へ移住しなかった場合は、受託者が講座参加者から受講料を徴収するものとし、徴収した受講料分（1人あたり40万円）の金額と同額を当該業務契約額から差し引くものとする。

## 6 委託内容

### (1) 移住支援の導線構築及びプロジェクト運営

#### ア. 移住支援の導線構築

##### ① 内容

- ・ 移住支援導線設計、要件整理
- ・ 募集、選考、面談プロセス設計
- ・ 住居、就業情報の整理
- ・ 関係者調整、初期立上

#### イ. プロジェクト運営

##### ① 内容

- ・ 全体管理（9 ヶ月相当を想定）
- ・ 参加者対応、個別相談
- ・ 地域との連携（地域おこし協力隊含む）
- ・ 定例報告、成果整理
- ・ 甲佐町、関係団体、関係者との連携調整
- ・ トラブル対応等

### (2) 移住希望者向けスクール開講

#### ア. Web マーケティングスクールの開講

##### ① 内容

甲佐町への移住と就職・起業を希望する者に対し、Web マーケティング等の習得支援を行うスクールを開講する。

##### ② コース

マーケティング基礎（リサーチ、戦略・戦術設計等）、SEO、LP（ランディングページ）制作、Web 広告運用、データ分析等を基本として開講すること。

##### ③ 実施形式（※実施計画を作成し、町と協議し決定すること。）

- 方法：オンラインによる Zoom 等での必要に応じた個別指導・面談
- 教材：オンライン教材中心の自走型学習
- サポート：チャットツールなどを活用して実施
- カリキュラム：eラーニングを基本として総計 200 時間のカリキュラム（12 週間）を想定

##### ④ 指導方法

- 受講者の適性・能力に応じた受講計画を作成し、個別指導を基本として実施すること。
- 移住希望者の住所地から受講できるように、オンラインを活用して指導を行うこと。

- 上記指導時間以外に、受講者からの質問に随時対応できる体制をとること。
  - 企業の即戦力となる人材を育成することを目的とし、下記に定める項目等を含む実践的な指導を行うこと。
    - マーケティング基礎
      - ・マーケティングの全体像、専門用語の理解・解説
      - ・ビジネスプロセスの把握と分析
      - ・目標設定、戦略と戦術について
      - ・リサーチ（フレームワークを用いた市場・競合調査）
    - SEO
      - ・SEOの基礎知識
      - ・検索上位を獲得するためのサイト設計
      - ・競合調査、キーワード選定
      - ・狙ったキーワードで上位表示させるコンテンツ制作
    - Webサイト制作
      - ・Webサイトの基本構造
      - ・サーバー、ドメインの取得と設定
      - ・ワードプレスを活用したサイト構築
      - ・デザイン変更、記事アップロード
    - LP（ランディングページ）制作
      - ・LPの基礎理解（目的と構造について）
      - ・CV獲得に特化したセールスコピーライティング
      - ・LP構成案の作成と制作ディレクションについて
    - Web広告運用
      - ・Web広告の概要（仕組みや種類、課金方法について）
      - ・広告媒体毎の特徴（リスティング広告、SNS広告、動画広告等）
      - ・最適な広告予算、目標の設定
      - ・効果的な広告アカウント構築  
（ターゲティング、キーワード、広告文等）
      - ・データ分析とPDCAの回し方
- イ. 受講期間、受講実費、支援内容等
- ① 受講期間
 

受講者の適性・能力と甲佐町への移住及び就職・起業に必要な技術習得期間を鑑み、履行期間内に受講を完了するように指導を行うこと。
  - ② 受講実費
 

パソコン、テキスト代等の実費については受講者の負担とする。

### ③ 就職・起業・移住支援

- U I Jターン者向けの就職支援を行うくまもと移住定住・U I Jターン就職支援センターと連携し、県内 I T企業の採用情報について受講生に情報提供を行うほか独自の就職支援を行うこと。
- 面接対策や応募書類作成のアドバイス等により就職に向けた伴走支援を行うこと。
- 起業希望者には、起業に際し必要なノウハウを指導するなど、円滑な起業について実践的な支援を行うこと。
- 受講者の円滑な移住に向けてサポートを行い、甲佐町及び関係団体、関係者と連携し確実な移住につなげる支援を行うこと。
- 移住後の定着に資するよう、講師と受講者、受講者同士及び県内 I T企業関係者等との交流を積極的に創出すること。

### ④ アンケートの実施

本業務の効果検証のため、受講終了後に受講者アンケートを実施し、データ集計すること。

### ⑤ 受講修了生支援

スクール受講修了生に対して、就職・起業及び移住に係るサポートを継続的に行うこと。

### ⑥ コワーキングスペースの確保

スクーリング指導および就職・起業及び移住の準備をする目的で、スクール受講生や受講修了生が自由に利用できるスペースを確保すること。場所の確保については、必要に応じて町と協議すること。

## (3) 移住希望者向けスクール参加者募集及び受付管理

### ア. 参加者募集

#### ① 募集期間

- 契約後5ヶ月程度とする。ただし、募集者数を充足しない場合は、募集期限の延長について町と協議すること。

#### ② 募集方法

- ターゲット層が認知し、応募が期待できる広告媒体を提案し、情報発信を実施すること。広告実施にあたっては、本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値を具体的に設定し、その内容を企画提案書に記載すること。
- 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体

原価と管理運用費用は分けて見積もること。

- 事業目的達成に向けて、別にランディングページを用意することが効果的な場合は、それを提案すること。
- 告知に使用するチラシを作成し、データを納品すること。(A4サイズ、両面カラー)

### ③ 効果測定、改善

- 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回以上町に報告すること。(報告日は町と協議し決めること。)
- 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。
- 提案する広告の内容について、別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に定める事項が発生する場合には、その定めに従うこと。

### イ. 受講希望者向けオンラインイベントの実施

- 当該事業を幅広く告知し、参加者を確保していくため、ランディングページ等から受講希望者向けオンラインイベントに参加申し込みができるよう周知体制を確立すること。
- 内容については、プロジェクトの概要説明と、受講希望者からの就職や移住に関する質疑応答を行う。

### ウ. 応募者管理及び受講希望者の面接

- WEBサイトを經由し申込を受け付ける体制を整え、応募者の情報を適切に管理すること。
- 応募があった受講希望者に対して、甲佐町への移住意欲やWebマーケティングのスキル習得意欲並びに就職・起業の希望について丁寧に聞き取りを行い、本業務の対象者として受け入れできるか面接を行うこと。
- 面接の結果は記録のうえ速やかに町に報告すること。

## (4) 移住支援専用サイトの構築及び運用

別紙2「甲佐町移住支援専用サイト構築にかかる留意事項」を守るとともに、次のとおりとする。

### ア. 専用サイトの構築

- 構築にあたっては、甲佐町への移住定住を希望する者に対し、効果的かつ効率的に伝わる内容とすること。

- サイトの構成等については、町と協議し決定すること。

#### イ. 専用サイトの運用

- 運用にあたっては、甲佐町への移住定住、就職及び起業を希望する者に対し、常に最新情報を届けられるようサイト運用を実施すること。

#### 7 対象経費等

本仕様書に記載のすべての業務に係る経費を対象経費とし、区分は以下のとおりとする。

- (1) 移住支援の導線構築経費
- (2) 本プロジェクト運営経費
- (3) Web マーケティングスクール参加者募集及び受付管理経費
- (4) Web マーケティングスクール運営に係るすべての経費
- (5) 移住支援専用サイトの構築運用経費
- (6) 一般管理費（経費合計の10%以内）
- (7) その他「1. 目的」を達成するために必要となる経費

#### 8 起業等応援施設との連携

令和6年度において本町の中心市街地に、甲佐町の起業者を応援し、町全体の活性化を図ることを目的に「甲佐町起業等応援施設」を整備した。本事業において本施設を活用することも想定しているため、随時町と協議すること。

#### 9 町との協議

業務着手後、月1回以上の定例ミーティングを実施すること。

ミーティングは、事業の進捗報告の他に、本事業の詳細説明を行い、共通認識のもと事業を進めるために行う。

#### 10 業務の報告（年度報告：事業終了後速やかに提出すること）

- (1) 移住支援の導線構築及びプロジェクト運営にかかる実施報告
  - 導線設計
  - プロジェクト運営管理状況資料一式
- (2) スクール開講にかかる実施報告
  - 全受講者名簿を作成し、終了時点の就労・移住状況について報告すること。
  - 受講生アンケート結果
  - 応募者一覧及び選定結果
  - スクーリング回数・費用支払い実績及び実施状況
- (3) 受講希望者向けオンライン面談実施報告
  - 参加者名簿等実施状況資料一式

- 説明資料一式
  - その他町が指定する資料一式
- (4) 広報実績
- 募集広告の概要
  - 運用結果
- (5) 受講者の甲佐町への移住（意向含む）状況報告
- (6) その他町が指定する資料一式

1 1 業務の報告（月次報告：翌日の10日までに提出すること）

- (1) スクール開講に伴う実施報告（開講状況、参加者状況）
- (2) 移住支援専用サイト構築、運用に係る実施報告
- (3) その他、町が必要と認める報告

1 2 成果品

受託者は、本業務が終了したときは、次の成果品を納品すること。  
 なお、納品に係る経費については、全て受託者が負担するものとする。

(1) 成果品の納品について

以下の納品物を項目ごとにわかるようにして提出すること。

納品物	納品方法等
業務報告書	紙媒体（1部）及び電子データ（CD-R）
WEB サイト構築 ・ WEB サイト一式 ・ サイト構築設計書 ・ 運用・管理マニュアル	

※市販されているソフトウェアで編集可能な形式（Microsoft office 及び Adobe illustrator・InDesign 等。Just Systems 一太郎は除く）または PDF データで納品すること。

(2) 納品期日及び場所

納期：令和8年3月19日（金）17時まで  
 甲佐町役場 地域振興課 地域振興係  
 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内7 1 9 番地 4（庁舎2階）

(3) 成果品の利用及び著作権

(ア) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること

と。

(イ) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下これらを「著作権等」という。）は本町に帰属するものとする。

(ウ) 甲佐町は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(エ) 成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は甲佐町に対し、当該成果品を甲佐町が使用するために必要な範囲で、著作物法に基づく利用を無償で承諾するものとする。なお、本動画の使用期限はないものとする。

### 1.3 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び甲佐町個人情報保護法施行条例（令和 5 年甲佐町条例第 2 号）を遵守すること。

業務委託の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

### 1.4 著作権について

第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権物の承諾を得て行うものとし、町が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。

### 1.5 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 1 6 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に本町の承認を得ること。

## 1 7 その他特記事項

- (1) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ町と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、町と受託者が協議のうえ決定する。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うこと。
- (5) 本業務の履行にあたり、発生した事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し、解決すること。
- (6) 受託者は、本町の意見等を踏まえながら、随時、効率的かつ効果的な事業の実施に努めること。
- (7) 受託者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するためによりよい手法、技術又はアイデア等があるときは、本町に対して積極的に提案するものとする。ただし、契約金額の範囲内で実施可能なものとする。
- (8) 本業務の委託料は旅費、資料の収集、出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼等、本業務に係る一切の費用を含む。
- (9) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかななければならない。
- (10) 委託業務終了後、成果品に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (11) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、町と協議すること。

## 別紙 1

### デジタルプロモーション実施時における留意事項

#### 1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、「本業務用 Google Analytics」の導入を必須とする。
- (2) 本業務用に導入した「本業務用 Google Analytics」上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (3) 各種アカウント作成時には、内容について甲佐町の承認を得ること。また、本業務において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を甲佐町に譲渡すること。

#### 2 甲佐町 Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、甲佐町が別途指定する「甲佐町 Google タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「甲佐町 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を甲佐町に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について甲佐町の承認を得ること。また、「甲佐町 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を甲佐町に譲渡すること。

#### 3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、甲佐町が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に甲佐町が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「甲佐町 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、甲佐町へ報告すること。

#### 4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、甲佐町公式の MCC（マイクライアントセンター）及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるリマーケティングリストを設定し、甲佐町公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、甲佐町とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

#### 5 SNS 広告を利用する場合

- (1) 甲佐町公式 SNS のビジネスマネージャーや甲佐町が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS 広告を展開する場合は、甲佐町に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対する SNS のリマーケティングの設定を行うこと。

#### 6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 甲佐町が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。

#### 7 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得した Cookie と受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

## 別紙 2

### 甲佐町移住支援専用サイト構築にかかる留意事項

#### 1 目的

甲佐町への移住希望者から、移住に特化した内容のサイトを構築し、本町への移住意欲を喚起する。なお、今回構築するサイトは、単なる閲覧目的でなく、移住希望者の立場に立ち、ほかの自治体に対して突出できるようなオリジナリティのあるデザイン、ユーザー、管理者両方の使いやすさに加え、Google マップを使ったリアルタイム検索ができ、直観的な認識ができるように生きた情報を常に発信し、データベースの絞り込み検索が可能となり、ユーザーが取得しやすい情報をピンポイントでスムーズに取得でき、問い合わせや資料請求などの WEB サイトからの成果を最大化し、甲佐町への移住者の獲得を図ることを目的とする。

#### 2 業務内容

委託する業務は、Web サイト構築に係る以下の内容について、町と協議し決定すること。町と協議の上変更することになった場合も、契約金額を増額することはない。

##### (1) サイトの設計、構築

###### ア サイトの設計企画・構築

- ・ ページのオリジナルデザイン作成
- ・ コンテンツの制作含む
- ・ スマホデザイン制作
- ・ イラスト、アイコン制作
- ・ コーディング
- ・ レスポンシブ対応（ブレイクポイント 1 か所）
- ・ Google マップ表示、検索機能  
(関連施設の登録、リアルタイムで検索可能)
- ・ WordPress 環境構築
- ・ 投稿機能構築実装
- ・ お問い合わせ機能構築実装
- ・ カスタムフィールドの設置
- ・ Mapbox 表示機能実装
- ・ 甲佐町で暮らす際の関係機関マップデータベース絞り込み検索機能実装
- ・ お試し移住ができる施設一覧 データベース絞り込み検索機能実装

- ・ 上記以外にもサイト構築に必要な一切の業務
- ・ デバッグ
- イ サイト運営用のレンタルサーバーの調達及び設定
- ウ ドメインの取得と設定
- エ CMS（コンテンツ マネジメント システム）の導入
- (2) システム運用保守
 

本契約完了まで、サイト公開後のセキュリティ対応、システムトラブル対応などの保守管理・運営を行うこと。
- (3) 運用・管理マニュアルの作成
  - ア サイト運用・管理等に支障がないよう、コンテンツの作成やアクセス解析等に係る運用マニュアルを作成すること。
  - イ 町担当者が容易に更新作業を行える環境を提案するとともに、担当職員に対する操作研修等を行うこと。

なお、業務遂行上必要となる機材、ソフトウェア等については、受注者において準備、負担すること。

### 3 サイトの基本方針及び基本事項

- (1) サイトの基本方針
  - ア アクセシビリティ等に配慮し、サイトの閲覧者や情報提供者等が見やすく使いやすい構成でページ全体が統一感を保つデザインとすること。
  - イ 利用者が目的のページへ容易にかつ迅速に到達できるよう、レイアウトやデザインを工夫し、イラストや画像を多く用いた構成とすること。
  - ウ SEO 対策を工夫すること。
  - エ 利用者のクライアント環境（端末やブラウザの種類、通信環境等）に依存せず、閲覧ができるよう努めること。
  - オ サイトは 24 時間 365 日の稼働を行うこと。ただし、何らかの原因によりサイトを停止する場合には、早期（6 時間以内）復旧又は代替手段を用意し、利用者のサイト閲覧に支障がないよう努めること。
- (2) コンテンツの内容
 

トップページについて、移住先を検討している当事者が、甲佐町の特性や環境をイメージできるような写真・イラスト等を用いるとともに、サイト趣旨の説明、各ページへのリンク、新着情報や更新履歴等を表示すること。

また、移住に特化した情報を掲載すること。掲載する情報は以下の（とおりだが、これに限らず、より移住者の獲得に向けた効果的な提案を妨げるものではなく、最終的な掲載内容は、町と協議の上決定する。

なお、掲載想定と異なる内容を掲載する場合においても、契約金額の範囲内で行うことと、契約金額の増額変更はしない。

ア 掲載する情報

- ① 甲佐町の紹介、魅力に関する情報
- ② 甲佐町の地図及び交通アクセス
- ③ 災害リスク、防災情報
- ④ 気候・空気・水・冬の生活に関する情報
- ⑤ 移住者インタビュー
- ⑥ 移住定住に係る各種支援金制度について
- ⑦ 甲佐町ホームページ「空き家バンク情報」ほか移住者に関連するページ
- ⑧ 医療機関情報
- ⑨ 商業用地情報（店舗兼住宅）
- ⑩ 甲佐町の子育て関連のデジタルデータ掲載、リンク

イ 町域マップの作成とマップからの施設検索機能の設定

町域マップについては、公共施設、医療施設及び 1,000 m<sup>2</sup>超えの店舗、おすすめスポット情報などの情報を確認することができるよう工夫すること。

ウ 移住生活費シミュレーター機能の設定

(3) 導入システム（CMS）の機能要件

- ア パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の Web ブラウザ（Microsoft Edge 最新版 /Firefox 最新版/Google Chrome 最新版 /Safari 最新版）から運用作業ができること。
- イ 作成したコンテンツの掲載開始日・掲載終了日の指定ができること。
- ウ 作成したコンテンツの公開・非公開設定・プレビューができること。
- エ 写真のアップロード・リサイズ機能及びファイル（Word, Excel, PDF 等）アップロードが可能であること。
- オ 他サイト（甲佐町ホームページ等）のバナーを設置できること。
- カ ページを作成した際にパンくずリストを自動生成する機能を有すること。
- キ 利用者が Web ページを印刷する際に書式が崩れないよう配慮すること。
- ク 利用者が目的の情報を探すために、主要な検索エンジンのキーワード検索を利用することを考慮し、各ページを検索されやすいようにすること。また、検索結果の上位に表示されるよう工夫すること。

(4) セキュリティ対策

- ア 公開サーバと CMS 用サーバ（同一サーバの運用も可とする。）について

は、情報セキュリティが確保されたデータセンターで運用すること。

- イ 外部からの不正アクセスやコンテンツの改ざん等の悪意ある攻撃を防ぐために、本業務に関連する OS、ソフトウェア、ハードウェア等の脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラム等が提供されている場合には、サイトの稼働に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。
- ウ 情報セキュリティを確保するための体制及び手順を整備すること。

#### 4 留意事項

- (1) 本業務の実施により作成されたサイト等については、著作権を含め、甲佐町に帰属するものとする。
- (2) サイトの構築に使用する写真・画像等は、甲佐町が提供するもの以外は、所要額の範囲内で受託者が調達するものとする。

#### 5 契約及び業務実施上の基本事項

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、受託業務の意図及び目的を理解した上で、そのノウハウを最大限に発揮するとともに、甲佐町と緊密な連携を取り、誠実に実施しなければならない。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持するとともに、業務の実施に当たり個人情報保護に関し、法令等を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を甲佐町の許可なく使用又は利用してはならない。
- (4) 甲佐町は、業務遂行上、必要な資料等を受託者に貸与することができる。この場合において、受託者は貸与された資料等を業務完了後、直ちに甲佐町に返還しなければならない。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲佐町と協議しその指示に従うものとする